

笠間市議会

会派「かさま未来」

活動報告書及び報告会の開催

～私たちは、かさまの未来のために活動します～

令和6年度 笠間市議会 会派「かさま未来」報告会

日時:令和7年3月29日(土) 10時～12時 場所:笠間市友部公民館3階大ホール
内容:会派メンバーによる報告60分程度、質疑応答・意見交換50分程度

ご挨拶

笠間市民の皆さん こんにちは。
笠間市議会 会派「かさま未来」では、年度ごとに活動報告会を開催しております。今年度も昨年同様の年度末の開催となりました。笠間市議会では、現在、「ハラスメント防止等に関するガイドライン」を策定し、条例化に向けて審議を重ねています。清掃施設整備等調査特別委員会では、既存施設の隣接地に新たな清掃施設を整備する計画について調査を進めていますが、現在、施設の再検討となっています。議員定数等調査特別委員会では、予算決算の常任委員会化について議論を深めています。さて、報告会では報告書に基づく3項目程度の報告を行い、参加者の皆さんと意見交換等を行う予定です。3月末のお忙しい時期となりますが、是非ご参加ください。今後とも、笠間市議会 会派「かさま未来」をよろしく申し上げます。

令和7年3月吉日

笠間市議会 会派「かさま未来」代表 内桶克之

会派メンバー紹介



坂本奈央子
Sakamoto Naoko

- ・総務企画委員会委員
- ・広報委員会委員長
- ・行政改革推進委員会委員



安見 貴志
Ami Takashi

- ・建設産業委員会副委員長
- ・議会運営委員会副委員長
- ・筑北環境衛生組合議会副議長
- ・小中学校学区審議会委員
- ・都市計画審議会委員
- ・農政推進協議会委員
- ・霞ヶ浦農業用水推進協議会笠間支部委員



内桶 克之
Uchioke Katsuyuki

- ・総務企画委員会委員
- ・議会運営委員会委員
- ・広報委員会委員
- ・環境審議会委員

令和6年度の笠間市議会の動向

1. 「笠間市議会ハラスメント防止等に関するガイドライン」を12月に策定

ガイドラインの主な内容

ハラスメントに対する取り組み

笠間市議会は、市民の信頼に応え、議会としての役割を最大限発揮するため、ハラスメントが相手の人格や尊厳を侵害する人権問題であることを議員一人ひとりが認識し、ハラスメントを決して発生させない、許さない環境づくりに努めます。

ハラスメントの種類と内容

- ①パワー・ハラスメント（パワハラ）の定義、行為類型と事例、防止など
- ②セクシュアルハラスメント（セクハラ）の定義、類型と事例、防止など
- ③妊娠・出産・育児又は介護に関するハラスメントの定義、類型と事例、防止など
- ④その他のハラスメント：モラルハラスメントとパワー・ハラスメントの違い、アルコール・ハラスメント、エイジ・ハラスメントなど7つのハラスメントの内容

ハラスメント等の防止のために努めること

ハラスメント防止のため、留意事項など

ハラスメントが起きてしまったら

事実関係の確認などのための協力、プライバシーの配慮、自分自身の言動を振り返り、取るべき対応など

①市職員が議員からハラスメントを受けたとき対応

②議員間でハラスメントがあったとき対応

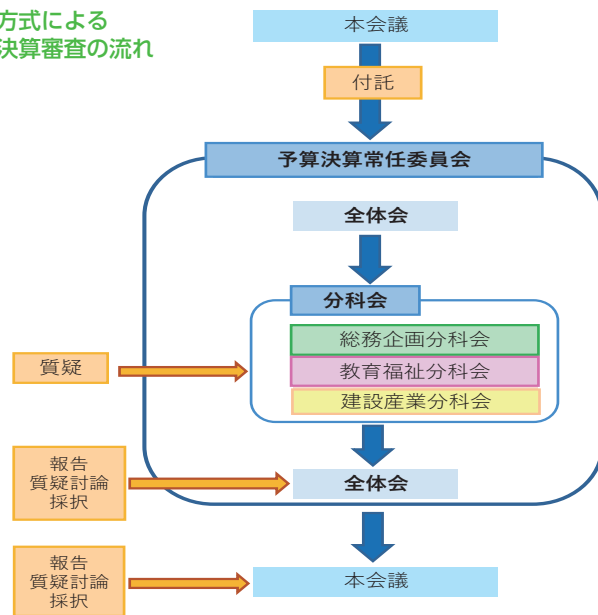
2. 議員定数等調査特別委員会

「議員定数等調査特別委員会」では、議員定数や議員報酬、政務活動費、委員会の体制などを調査・研究を行うため令和6年3月15日に設置され、現在までに研修会2回、委員会6回が開催。現在、予算決算特別委員会の常任委員会化について議論を重ねています。

◆現状と予算決算常任委員会（分科会）の比較

	現 状	予算決算常任委員会
委員会体制	予算・決算特別委員会 予算特別委員会（3月）、決算特別委員会（9月）は3つの常任委員会から各3名選出し、9名の委員で審査。 ※補正予算は3つの常任委員会ごとに審査。	予算・決算常任委員会（分科会方式） 3つの常任委員会を分科会として、その委員会に該当する予算・決算を審査する方法。
メリット	所管以外の当初予算、決算の審査を行うことが可能	各常任委員会の専門性を生かした審査ができる。予算、補正予算、決算の流れで、一貫して同一委員が審査できる。（PDCAサイクルが可能）
デメリット	・その都度、委員を選出して設置されるため、継続性がない。 ・補正予算は、各常任委員会での分割審査となることから、異なる審査結果となる可能性がある。	・審査日程の調整が必要 （全体会 → 分科会 → 全体会）

◆分科会方式による 予算・決算審査の流れ



3. 清掃施設整備等特別委員会

令和6年度の主な経過及び審議内容等

清掃施設を計画・設計・建設工事や周辺地域における生活環境向上施設等の整備について、調査・検討するため、全議員22人による「清掃施設整備等調査特別委員会」を設置（令和5年6月15日）、これまでに32回（令和6年度16回）の委員会を開催
現在までの主な調査内容

地元との協議内容、余熱利用施設、ごみ処理体制（バイオガス発電、高効率ボイラー発電、ボイラー発電）、バイオガス発電施設建設のメリット、新清掃施設の「整備基本計画及びPFI等導入可能性調査」、新清掃施設のCO2排出量の試算、新環境センター施設規模の再算定、今後のゆかいふれあいセンターの在り方 など
令和7年1月27日に新清掃施設整備予定の柏井区から「新清掃施設の計画見直しを求める要望書」が市長、議長の方々に提出される。

要望の概要は『バイオガスを燃やすのと残渣の焼却で2度の燃焼が必要』『メタンガス貯留タンクへの危機感』『脱臭汚泥の悪臭と地区のイメージダウンへの懸念』『次世代まで継承される不安』を理由に挙げ、整備計画について「区会で断固反対と決議した」とした上で、計画の見直しを求めています。
第31回委員会（令和7年2月17日）で市長から整備手法の再検討が伝えられる。

建設コストの上昇、調査特別委員会からの意見、柏井地区からの計画見直し要望、さらに民間事業者による廃棄物処理施設の市内立地などから整備手法を再検討する。再検討は①新設（建替え）②既存清掃施設改良（延命化）③民間委託の3つ再検討の期間は3か月程度掛かる予定

内桶克之議員からの報告



☆令和6年第2回議会定例会一般質問

☆令和6年第1回議会定例会一般質問

職場におけるハラスメント防止と人事評価制度

問 職場におけるハラスメント防止対策は、ハラスメントと感じた職員は約4割。調査結果の共有及び注意喚起。相談窓口の設置。研修の開催の三つの防止対策を講ずる。

答 ハラスメントと感じた職員の割合は約4割。調査結果の共有及び注意喚起。相談窓口の設置。研修の開催の三つの防止対策を講ずる。

問 笠間市役所では「ハラスメント防止に関する方針」を作成し、全職員に対して周知している。ハラスメント相談の窓口の設置やハラスメントの事実関係について被害者と行為者に対して適正に対処するための委員会を設置しました。また、定期的なハラスメント実態調査やハラスメント防止研修を実施するとしています。

答 議会においても「ハラスメント防止」のために、ガイドラインを12月に策定、その内容から条例化に向けて、議会運営委員会、議会全員協議会で審議しています。

令和5年11月実施したの笠間市役所職場におけるハラスメント調査
※回答人数:759 / 940(常勤職員・再任用職員・会計年度任用職員)80.7%

誰からハラスメントを受けたか	回答数	割合 (%)
①役職が上位の職員	242	54.6
②同僚・同期(役職が近い職員)	52	11.7
③役職が下位の職員	31	7.0
④議員	20	4.5
⑤市民	82	18.5
⑥その他	16	3.6

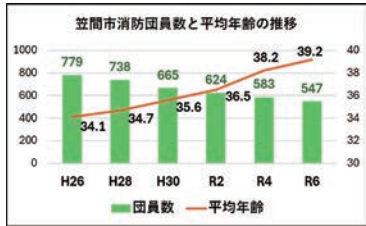
笠間消防団の組織体制と今後の在り方

問 現在の消防団の課題について課題は大きく四つ。①消防団員の減少と高齢化。②平日昼間に出勤可能な団員の減少。③消防団詰所及び車両の更新計画。④団員の負担軽減。

答 消防団は、将来にわたって地域防災力の中核として欠くことができない。現在の消防団の課題は大きく四つ。①消防団員の減少と高齢化。②平日昼間に出勤可能な団員の減少。③消防団詰所及び車両の更新計画。④団員の負担軽減。

問 今後の消防団の在り方について

答 今後さらに消防団の統合など再編が考えられる中、女性消防団、機能別消防団を含め、地域の多様な方々が協力、参加する消防団の検討が必要。地域の消防団のOBの活躍、工業団地ではそこで仕事をする企業からの災害などに対応した機能別消防団の設置、女性が担える業務を拡大による女性消防団員を増やすなど、地域性や特性を捉えて、消防団員の確保策を講じることが望まれます。



☆令和6年第3回議会定例会一般質問

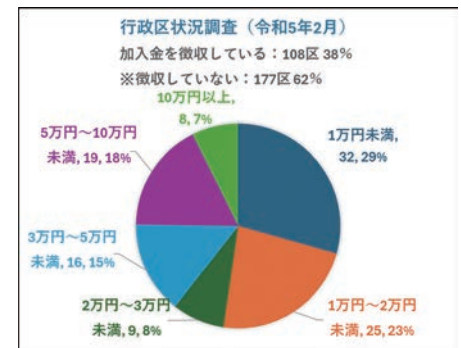
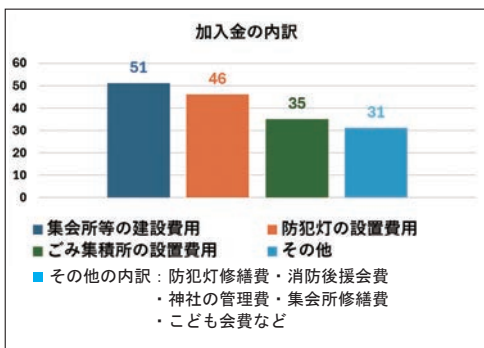
行政区・地域コミュニティ活動の促進

問 行政区在り方検討委員会で、どのようなことが検討したのか

答 行政区に加入するメリットを明確に挙げていくべきとの議論、また、アパートなどの未加入者への加入促進、高齢者・独居世帯などに参加することが難しい世帯の取扱い、さらにごみ集積所や防犯灯などの問題、各種募金の取扱いの問題、消防団や神社、地区集会所の集金や高額な入会金の問題など、様々な問題を議論した。

問 行政区の加入促進における課題とその対応は

答 在り方検討会では、顔の見える関係によって災害時などの助け合いや住みやすい環境になることを明らかにするとともに、メリットにこだわらず、地域課題を住民で解決し、安心して快適に暮らせる地域づくりを進める重要性を前面に周知するべきといったことが出された。未加入のアパート住民へは、住宅関連事業者を通して加入促進をし、役割分担が難しい高齢者世帯の取扱いは、活動の免除など負担軽減を図り、脱退を回避するよう工夫している例なども挙げた。ごみの集積や防犯灯の関係では、一部しか加入していないことによる不公平感などがあり、消防団や神社、地区集会所の集金や高額な入会金は行政区の事務ではなく、後援会や神社の責任、自治会や町内会で行うべきものであるという説明、また、加入金が原因で加入に至らないケースもあることなども説明し、分割納入や減額の負担軽減などの提案をした。



☆令和6年第4回議会定例会一般質問

市が目指す脱炭素先行地域

問 これまでの応募の経過状況は

答 これまで4回応募し、いずれも選定見送りとなった。ギャラリロード周辺、道の駅かさまと門前通りなどを対象地域とし、地域コミュニティの再生と観光都市笠間のリ・ブランディングのり・デザイン推進を軸に提案した。直近の第5回では笠間焼の脱炭素化による持続可能なまちづくりを提案したが、回を増すごとに難易度が上がっている。

問 評価委員会からのコメント

答 笠間焼協同組合をはじめとした組合員や笠間陶芸大学と計画的に位置づけた取組の実現性に関する協議を重ねている。それを踏まえて笠間焼の脱炭素化に向けた検討を進めている。また、個人の窯元との合意形成については、これまでアンケートによる意向調査や陶炎祭・秋市といった笠間焼イベント時に窯元に直接説明を実施しており、今後も同様に合意形成を図っていく。

第5回脱炭素先行地域評価委員会からのコメント
窯元をはじめとする需要家との合意形成等を着実に進めること
①笠間焼の脱炭素化が民生部門の脱炭素化でどのように貢献するのか。廃棄物回収のポイント付与は、住民の行動変容につながる工夫
②笠間焼の海外販路・空港等への販路拡大の脱炭素化の効果
③笠間焼は電気窯が6割を占める。その他の製法(ガス・灯油)の脱炭素化の内容を具体化
④戸建住宅370戸・商業施設60件の太陽光発電設備導入は、調査等が未実施のため、合意形成も含め、確実に進めていくこと。

問 選定見送りになったが、課題と今後の方向性は

答 環境推進部長 第5回では地域資源の笠間焼に着目した点は評価されたが、地元住民との合意形成が調整中であること、笠間焼の脱炭素化が民生部門の脱炭素化にどう貢献するかなどが不明といった課題が指摘された。今後は応募前に笠間焼窯元への再生可能エネルギー設備の導入による効果の検証や脱炭素化した笠間焼の認証制度の創設などを提案、取組を先行実施することと併せ、教育・経済・社会

問 行政区の加入促進について

答 行政区の加入促進については、令和4年に笠間市行政区への加入及び参加を促進する条例を制定し、加入促進を行っている。行政区と町内会(自治会)の違いからその役割の知ってもらうことや、加入金の軽減策など加入しやすい環境づくりも大切。

問 脱炭素先行地域は、2050年カーボンニュートラルに向けて、民生部門(家庭・業務その他部門)の電力消費に伴うCO2排出の実質ゼロを実現し、運輸部門や熱利用等も含めてそのほかの温室効果ガス排出削減についても、国全体の2030年度目標と整合する削減を地域特性に応じて実現する地域です。脱炭素先行地域は、2025年度までに全国で100か所程度を選定し、地域特性等に応じた先行的な取組みを2030年度までに実行していく地域です。笠間市の課題は、モデル地域における窯元や関係者の合意形成です。次回の公募が脱炭素先行地域の最後の公募となることから、しっかりと課題に対応し、脱炭素先行地域に選定されることを期待します。

問 行政区の加入促進について

答 行政区の加入促進については、令和4年に笠間市行政区への加入及び参加を促進する条例を制定し、加入促進を行っている。行政区と町内会(自治会)の違いからその役割の知ってもらうことや、加入金の軽減策など加入しやすい環境づくりも大切。

安見貴志議員からの報告



☆令和6年第2回定例会

☆令和5年第4回定例会

義務教委学校を開校したことの評価について質問

問 県内2番目として平成29年度に開校したみなみ学園義務教育学校について、どのような評価分析を行っているか。予想していなかった問題は起きていますか。今後、既存校を新たに義務教育学校化する計画はあるか。

答 評価としては、義務教育学校の特徴となる9年間を見通した学習、その成果として、前期課程から教科担任制の積極的な導入、6年生に対して中学1年生で履修する内容を前倒しで学習するなど、特色ある先進的な取組を行い安定した高い学力を保持するなど、一定の成果を上げています。少人数制で目の行き届く授業が出来ていることで転入学が多く、近年児童生徒数が

多くなってきたり、そうやってきたことで特別支援学級が増加し、教室を増やさなくてはいけないという状況があり、対処はしている。これからの学校適正規模・適正配置の計画についての基本的な考え方や方向性を進めていく上で、義務教育学校化は重要な選択肢の一つになると考えています。

現在、小中学校適正配置に関して、学区審議会が開かれて様々な議論・検討がなされています。小中一貫校開校で得たノウハウの蓄積は大変貴重であり、今後起こるであろう学校の統廃合の際には、それらを最大限活かしていくことが重要だと思います。

「いじめ」についての認識について質問

問 「いじめ」の認識を児童生徒にどのように指導・教育をしているか。保護者に対する取り組みはどうか。

答 全ての学校で児童生徒を対象に、毎年、各学級や学年集会等で、児童生徒に相手が心身の苦痛、嫌な気持ちにならせないようにという認識を持たせるためにその定義を伝えられている。また、学校によっては弁護士を講師に招き、いじめは刑事罰に当たるといふことを認識させるために、法律に基づいたいじめの考え方を学ぶ機会を設けている。児童生徒向けは、自分の大切さとともにほかの人の大切さを認めることができるということ、人権感覚を身につけることが重要だということ、各学校においては人権集会と

か、いじめ防止フォーラムを開いて人権意識を高めている。教職員向けは、年度初めに職員会議において学校いじめ防止基本方針について共通理解を図り、スクールカウンセラーや弁護士を講師に招いて、資質の向上のための研修を実施。保護者向けは、情報モラル講演会を開催し、昨今増加しているインターネットを通じた行われるSNS等のいじめの防止につなげている。

「いじめ」という言葉が、「いじめ以上犯罪未満」のような軽いイメージを抱かせているため、親・子ともにしっかりと教育していくべきということを投げかけました。



☆令和6年第4回定例会

☆令和6年第2回定例会

巨額の予算を投じる事業と予算編成への影響について質問

問 巨額の予算を投じる事業の計画がある場合、そのしわ寄せはどこに生じるか。新清掃施設の整備計画を進めるに当たってはコスト意識を!

答 多額の財源を必要とする事業は、多くの場合、国、県の補助金に加えて、地方債である市債をその財源とすることができると考えているが、全ての財源が国の補助、市債で賄えるわけではなく、市債も後年度、将来にわたって返済をしていく必要がある。毎年度の予算規模を見ながら市民生活に必要なものについてはしっかりと予算を当てて、その他の政策的経費は優先順位をつけるなどし、計画的な財政運営を今後とも心がけていく。

答(市長) 大規模事業には理念もコスト意識も必要。どちらが優先とかではなく、市民の税金で運営しているもので有効的に使っていかなければならない。色々なところで多くの意見や要望を貰うが、納得のいく説明をしっかりと心掛けて予算を執行していく。



市税等を確実に徴収するために

問 滞納・未納者に対する催告は、滞納発生割合及び滞納残高の圧縮に向けた具体策は。

答 督促状送付と納付書の再発送、また滞納事案ごとに、滞納額や納付状況に応じ担当者や催告書を送付。文書催告に応じない場合は個別に電話催告や臨戸催告を行う。全体の取組としては、年2回の全税目の催告書を送付。郵便料金が増加しているため、封筒からハガキにする、まとめて発送する方法について検討している。

新たな滞納をつくらぬよう現年度課税分の徴収に重点的に取り組んでいる。納付忘れや滞納の累積の抑制からも、納付書を同封した催告書を期別ごとに送っている。さらに、納税相談の際には滞納分の納付だけでなく納期未到来分の

期限内納付も指導し、新たな滞納の発生予防と滞納分完納後の期限内納付の意識づけに努めている。納付方法は口座振替を積極的に推奨し、コンビニ納付・電子マネー・クレジットカード払い等、納税者の利便性向上と納付機会の拡充で納期限内の納付につなげている。市税滞納者に対しては一括納付を促しているが、困難な場合は納税相談を行い、支出状況や生活実態を把握した上で納付計画を立て分納納付に応じている。

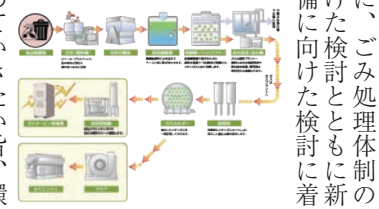
市税等の歳入においては、確実な徴収を行うことが重要で不安を与えないことが重要です。また適正公平に課税・徴収されることも市民感覚の上からは大切なことです。

☆令和6年第4回定例会

新清掃施設整備計画(ゴミ処理樹の建て替え)について質問

問 新清掃施設整備の検討開始の時期は。建設場所の選定は。施設規模及び仕様は。方向性はいつ頃固まったのか。バイオガス発電を行う方針としたのはいつか。今後の方針変更の可能性は。

答 平成29年度策定の一般廃棄物処理基本計画の中で、環境センターの老朽化の進行を見据え、民間活力の活用も視野に、発電等の積極的なエネルギー回収や地球温暖化対策に資する施設を目指すという方針を掲げた。その後、平成30年度に、ごみ処理体制の統一に向けた検討とともに新施設の整備に向けた検討に着手。



現施設に隣接するグラウンドを中心としたエリアを新施設と整備地として計画

検討を進めていきたい旨、環境保全協議会に対する説明と3日間の地域住民説明会を経て、令和2年度に決定した。他の候補地はなかった。

施設規模の算定に当たり、令和4年度一般廃棄物処理基本計画中間見直し結果を踏まえ、ごみ量・ごみ質の将来予測を行い、国の規模算定基準等に基づき算定(年間必要処理規模80t、マテリアルリサイクル施設18t)。2つの施設構成(焼却施設+マテリアルリサイクル施設/焼却施設+バイオガス発電施設+マテリアルリサイクル施設)について、庁内検討の後、令和5年6月開催の全員協議会で報告。仕様については、五つの処理方式について、環境保全性、安全信頼性、安定稼働性、市の処理システムへの影響、エネルギー回収、経済性などの項目から比較評価した結果、ストリーカ方式が最も適しているとし、庁内検討の後、令和5年9月の全員協議

現在、特別委員会を設置して新清掃施設整備計画の進行状況をチェック。議論しており、委員会の開催回数は既に30回を超えています。大規模予算を投じる一大公共事業でもあり、また、市民生活の未来に直接影響を及ぼすものであることから、まさに今、市民全体で考えていくことが重要です。そのためにも、一般質問で取り上げていただくようにすること、少しでも関心を持っていただきたいと思います。

坂本奈央子議員からの報告



☆令和6年第3回定例会

第3子給食費無償化事業

問 給食に係る保護者負担・市の負担額の現状は

答 小学校が月額42,100円、中学校は月額46,200円で歳入総額は約2億6千万円となり、全額食料費に充当している。その他の調理や配送、光熱水費の経費、昨今の食材の物価高騰に関わる経費など約4億円は全て市の負担である。

問 第3子給食費無償化事業の内容は

答 生活保護就学援助費支援制度による必要保護の認定を受けていない者で、市内に住所があり、生計を同じくする18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子を3人以上養育し、市税、給食費に未納がない第3子の給食費



を無償としている。
第一子が18歳以上となると無償化の対象外となってしまうっており、せっかく実施している多子世帯支援の事業成果としては不十分であると捉えられます。第一子の要件に制限を設けず、子どもが3人以上いれば無償化の対象となるよう、対象要件を拡充することを要望しました。

☆令和5年第4回定例会

幼児保育・教育環境の充実

問 保育の現場では、保育士の待遇や人手不足、労働環境の問題など様々な課題がありその改善が求められているが、今年度の主な事業とその内容は

答 市独自の保育士確保の支援として、新たに市内の民間保育施設等で正職員雇用した保育士に対し就労準備支援金20万円を助成。今年5月には保育士約300人を対象に、保育業務に関する市独自のアンケートを実施。113名から回答を得た。結果については各施設長へも共有し、保育士の意見を取り入れて現場環境の向上に務めるよう働きかけを行なった。

問 国による今年度の保育対策総合支援事業の内容は

答 保育所、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業所を対象にした国の補助メニュー

は30項目ほどある。保育所等ICT化推進事業、清掃業務や給食の配膳、寝具の用意など保育に係る業務を行う保育支援者や、保育補助者を雇用する人件費等を補助する事業、安全な保育環境を提供するための老朽化した設備や備品更新のための費用を補助する保育環境向上事業を実施。

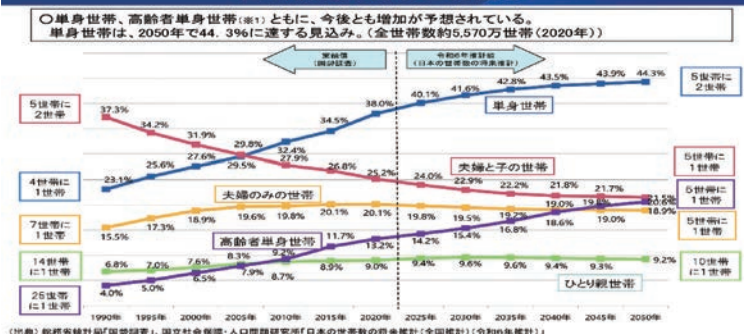


現場の声を聞くアンケート等を継続して実施し、保育現場の状況の把握、そして改善のための施策につなげていくことが重要です。保育所・子ども園や幼稚園などが国の補助事業を適切に活用できるよう、周知や助言指導の強化を要望しました。

☆令和6年第3回定例会

高齢者世帯の住宅支援施策

世帯構成の推移と見通し



に必要な住宅の改修、例えば家の段差解消や手すりの設置あるいはトイレの和式から洋式への取替え、玄関までのスロープ設置など改修に係る費用、20万円を上限に、費用の7割から9割を給付する。賃貸住宅にお住まいの方でも事前に家主の承諾があれば、改修などのサービスが利用できる。

問 高齢者のいる世帯の状況は

答 令和6年4月1日現在の独り暮らし高齢者世帯3003世帯、高齢者のみ世帯2748世帯、合計で5751世帯。その生活状況は、65歳以上の高齢者2万4230人のうち、介護老人福祉施設等に入所者が1117人、在宅での生活者は約2万3000人。

問 高齢者世帯の住宅支援として実施している事業は

答 介護保険制度において居宅介護住宅改修という生活環境を整えるサービスを実施。利用に当たっては、事前に申請を受け、要支援・要介護の認定を受けている方に対して、その方の生活環境を整えるため

国の調査によると、全世帯に占める一人暮らし世帯の割合は2050年には44.3%と増加し、特に独り暮らしの65歳以上の高齢者が急増する見通しであるとのこと。市においても高齢者のみの世帯は増加傾向にあり、単身高齢者世帯が増えていくことが推測されます。単身高齢者世帯が増加するということは、管理することができなくなってしまう空き家の増加が懸念され、福祉政策についても大幅な見直しや支援策の強化が求められます。このようなことから、高齢者が要支援・要介護となつてから施設等へ移り住むのではなく、元気なうちに集合住宅などへ移り住んでコミュニケーションを作り、地域とも関わりを持って生活していけるような、高齢者の住居環境整備を含むコミュニケーションづくりということに取り組んでいくことが重要であると考えます。高齢化率が2040年には37%を超える見込まれる市において、このような視点を持って今後の高齢者住宅支援策に取り組んでもらえるよう提案しました。

☆令和6年第4回定例会

防犯カメラ設置事業補助金の現状と今後の補助事業について

問 防犯カメラ設置事業補助金の概要は

答 事業期間は令和2年から6年。補助対象経費は、防犯カメラ購入費、設置工事費、防犯カメラ設置を表示する標識等の購入費用。補助率は2分の1、一つの行政区等で1台当たり20万円を限度に、防犯カメラ3台まで。

問 今後の防犯カメラ設置事業補助金について

答 市では、各駅前、主要交差点、公共施設、公園などに設置の防犯カメラ、過去に本事業で設置した行政区の防犯カメラなど合わせて360台設置。「我が家まるごと防犯対

策補助事業」で個人宅屋外用の防犯カメラ120件を補助しており、防犯カメラの設置はおおむね進んできていると考え、防犯カメラ設置事業補助金は令和6年度で終了を考えている。個人向けの事業は、令和5年度と同様に議会に上程する。



寄り添う教育・指導の強化事業

問 特別支援教育支援員配置事業について

答 現在41名を配置するが学校からの要望は66名。医療的ケアが必要、身体的、健康的な理由、自閉症、発達障害など優先順位を決めて配置。また担任の日や手が行き届きにくい部分の補助、児童への学習時や学校行事等の支援。身辺整理の補助、集団生活になじめない児童、教室から飛び出してしまふ子などの支援活動を行う。

問 複数担任制の導入について

答 複数の小学校で、学年や学年ブロックによる教科担任制を導入している。メリットとしては、複数の目による評価

に加えて、担任以外の先生方と関わることでいろいろな価値観を持つということ。担当する教科の教材研究を充実させることができ、業務削減にもつながっている。教員定数が決まっているため、すべての学校で導入することは現状難しい。

複数の先生で学級を担当する複数担任制は、先生方の負担軽減や子どもたちがいろいろな先生と関わることで良いという評価があり、導入している自治体もあります。市においてもそのような取り組みを実施できないか提案しました。